



2022年4月28日

各 位

会社名 中国電力株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 清水 希茂  
(コード番号 9504 東証プライム)  
問合せ先 コンプライアンス推進部門 (会社法務グループ)  
マネージャー 尾崎 弥光  
(TEL 082-544-2727)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月28日開催予定の第98回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即して事業内容をより明確にするとともに、今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。
  - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、附則を項建てから条建てに変更のうえ、効力発生日等に関する附則を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>〈省略〉</u></p> <p>(2) <u>電気機械器具の製造および販売</u></p> <p>(3) <u>〈省略〉</u></p> <p>(4) <u>蓄熱式空調・給湯装置等の製造、販売、リース、設置、運転および保守</u></p> <p>(5) <u>ガス・石炭等燃料の供給・販売および輸送</u></p> <p>(6) <u>エネルギー資源の開発、採掘、加工</u></p> <p>(7)～(9) <u>〈省略〉</u></p> <p>(10) <u>居宅サービス事業、居宅介護支援事業および老人ホームの運営</u></p> <p>(11)～(14) <u>〈省略〉</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>(2) <u>エネルギー関連の設備および機械器具の製造、販売、リース、設置、運転および保守</u></p> <p>(3) <u>〈現行どおり〉</u> <u>〈削除〉</u></p> <p>(4) <u>ガス供給事業</u></p> <p>(5) <u>エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送</u></p> <p>(6)～(8) <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>(9) <u>介護サービス事業</u></p> <p>(10)～(13) <u>〈現行どおり〉</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈新設〉</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><u>〈削除〉</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1</u>           〈省 略〉</p> <p>2            〈省 略〉</p> <p>              〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u>           〈現行どおり〉</p> <p>2                〈現行どおり〉</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3</u> <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以 上